平成２２年（フ）第１０６５号
大阪市西区京町堀２丁目２番11号　Ｍ’Ｓコート401
債務者　吉﨑　明乃
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４号
北海道釧路郡釧路町鳥通西６丁目21番地１
債務者　森田　里美（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
釧路市住吉２丁目12番53号　コーポオチアイ２階Ｅ号室
債務者　遠藤　直輝
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
釧路市緑ケ岡５丁目27―５　森方、住民票上の住所北海道北見市中央三輪４丁目521番地９　ウエストハウス205号
債務者　木田　愛美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
釧路市愛国東１丁目21番16号
債務者　久保田由珠
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
北海道阿寒郡鶴居村鶴居西７丁目61、住民票上の住所釧路市北園１丁目14番１号
債務者　河合　辰幸
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
釧路市白樺台３丁目７番324号　ＷＢ16
債務者　江刺家直朱
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６号
神奈川県藤沢市藤沢３丁目１番５―302号
債務者　山崎　孝司
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６号
横浜市都筑区荏田東１丁目９番26―204号
債務者　野口未来子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２号
神奈川県鎌倉市山崎1469番地11　レンターハウス１Ｆ
債務者　鏑木　公明
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３号
神奈川県鎌倉市山崎1469番地11　レンターハウス１Ｆ
債務者　鏑木　順子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４号
神奈川県鎌倉市山崎1469番地11　レンターハウス１Ｆ
債務者　鏑木　嘉子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４号
横浜市保土ケ谷区坂本町149番地　エクセル坂本102号
債務者　中山由美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２号
横浜市西区西平沼町７番４―308号
債務者　三品　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８号
横浜市港北区日吉本町２丁目50番１号　ガーデンコート日吉イースト110
債務者　小田　雅己
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７号
神奈川県大和市林間２丁目20番31号　ＫＥＮＲＥＳＩＤＥＮＣＥ№６　305号
債務者　古澤　和雄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部